

鹿児島県訪問介護職員資格取得支援事業 Q & A

Q1 対象となるサービスは。

県内の訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、夜間対応型訪問介護の事業所が対象となる。

Q2 パート職員にも適用されるのか。

新規に雇用し、当該補助要件を全て満たす場合には、パートも対象となる。

Q3 外国人技能実習制にて雇用した外国人について、補助対象となるのか確認したい。

新規に雇用し、当該補助要件を全て満たす場合には、日本国籍でない者も補助対象となる。

Q4 ハローワークからの紹介であり、特定求職者雇用開発助成金※（特定就職困難者コース）の対象になっている。 ・特定求職者雇用開発助成金と訪問介護職員資格取得支援事業を併用することは可能か。

国や市町村等が実施する各種助成金のうち、本事業と同趣旨の助成金等の重複して給付を受けることはできない。特定求職者雇用開発助成金との併用は認められない。

Q5 実施要項に、介護業務に従事することが可能な在留資格を持つ外国人は対象であると記載があるが、技能実習生は対象となるか。

特定技能は在留資格であり、技能実習生も「在留資格を持つ外国人」として認められるため、対象となる。

鹿児島県訪問介護職員資格取得支援事業 Q & A

Q 6

人材派遣会社からの紹介で雇用した。その派遣会社が、初任者研修費用を支払ってくれる事業を実施しており、それを活用しようと思っている。その場合、初任者研修費用に係る補助金は対象外になると思うが、人件費3か月分のみ補助金の対象となるか。

初任者研修費用を法人が負担し、働きながら資格を取得するための経費を補助する事業のため、初任者研修費用を人材派遣会社が負担する場合は、本事業の対象外となる。

Q 7

前年度に雇入れた従業員（パート）について、会社負担で初任者研修を受講した場合、当事業の対象になるか。

「令和8年度訪問介護職員資格取得支援事業実施要項」2対象法人(2)事業要件にあるとおり、「令和8年度中に新規に雇用した職員」を対象としているため、今回の内容の場合、対象外である。

ただし、令和7年度中に新規に雇用した介護職員のうち、①～③を満たす場合は補助対象とする。

- ①令和7年度中に受講を開始した介護職員初任者研修課程が、令和8年度中に終了したもの
- ②人材育成（OJT）の計画・実績があること
- ③3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること

Q 8

従業員（パート）について、週2日の勤務で採用予定である。
本人の希望で、社会保険への加入はしないが、本事業の対象となるか。

社会保険の加入の有無は本事業の補助対象基準には当たらない。
新規に雇用し、当該補助要件を全て満たす場合には、対象となる。